

**手続名**  
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等に係る手続き

**手続説明**

・概要  
現在資格取得を目指している方で、経済的な理由により修業（修学）が困難である母子家庭の母または父子家庭の父の方に、就職に必要な資格を取得するための高等職業訓練促進給付金等を支給します（ただし、給付金の受給は1人1回限り。）。

・要件  

- ・市内にお住まいの方
- ・児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準の方
- ・資格の取得を目的とする養成機関において、1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ・就業または育児と修業の両立が困難な方

・対象資格  
看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師

・支給額  
給付金には、訓練促進給付金と修了支援給付金があります。  

- ・高等職業訓練促進給付金 全課程の全期間（上限4年）  
 非課税世帯の方 月額100,000円  
 課税世帯の方 月額70,500円  
 ※最終学年は月40,000円加算
- ・高等職業訓練修了支援給付金 全課程修了後  
 非課税世帯の方 50,000円  
 課税世帯の方 25,000円

※仕事をしながら資格取得を目指す場合などは、通信制も給付対象とします。

・提出期限  
申請の前に、必ず事前相談をうけていただく必要がありますので、支給開始の2～3ヶ月前にご相談ください。

**必要書類**

・マイナンバー確認書類と本人確認書類  
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。  
[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/mynumber/mynumber\\_seido/mainanba201410.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html)

※申請手続きに必要な書類は子育て支援課にお問い合わせください。

**手続詳細URL**

[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kosodate\\_kyoiku/kosodate\\_oen/koumokubetsu/hitoriova/2010-0818-1140-32.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kosodate_kyoiku/kosodate_oen/koumokubetsu/hitoriova/2010-0818-1140-32.html)

出張所での取扱い	木曜延長・休日開庁の取扱い
なし	あり